

件 名	令和2年度組織改正（案）について												
経過・現状 政策課題	<p>○ 人口減少と高齢化の進行による社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、堺の成長を実現していくためには、効果的かつ効率的に市政を推進することが必要である。</p>												
対応方針 今後の取組 （案）	<p>○ 組織改正に当たっては、市民サービスのより一層の向上を図るため、限られた経営資源の選択と集中により、重要施策や先進的な取組に積極的に挑戦しつつ、各種行政課題にも機動的かつ柔軟に対応できるよう、簡素で効率的な組織体制の整備に取り組む。</p> <p>○ 4月1日からの新たな組織での事務執行に向け、今後、堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）のほか関係例規の整備を行う予定である。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>○ 組織体制の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報部を広報戦略部に、企画部を政策企画部に改称（市長公室） ・ ICTイノベーション推進室の新設 ・ イノベーション投資促進室の新設（産業振興局） ・ ニュータウン地域再生室の市長公室からの移管（建設局） ・ 待機児童対策室の新設（子ども青少年局） <p>○ 区の特性に応じた区役所の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南区役所、北区役所、美原区役所においてモデル実施 <p>○ 連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要施策・事業の庁内連携の強化 ・ いじめ対応に係る市長事務部局と教育委員会の連携強化 <p style="text-align: right;">など</p>												
効果の想定	<p>市民サービスの維持・向上に資する効果的かつ効率的な行政運営の確保が可能となる。</p> <p>[組織数の比較]</p> <table border="1" data-bbox="491 1637 1177 1823"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正案（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局</td> <td>22</td> <td>22（－）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>89</td> <td>91（+2）</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>312</td> <td>314（+2）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の組織数は、平成31年4月1日現在の数値 ・ 部には担当部長を、課には担当課長を含む。 		現 行	改正案（増減）	局	22	22（－）	部	89	91（+2）	課	312	314（+2）
	現 行	改正案（増減）											
局	22	22（－）											
部	89	91（+2）											
課	312	314（+2）											
関係局との 政策連携	全庁												

令和2年度 組織改正の概要（案）

1 基本的な考え方

人口減少と高齢化の進行による社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、堺の成長を実現していくためには、効果的かつ効率的に市政を推進することが必要です。

組織改正に当たっては、市民サービスのより一層の向上を図るため、限られた経営資源の選択と集中により、重要施策や先進的な取組に積極的に挑戦しつつ、各種行政課題にも機動的かつ柔軟に対応できるよう、簡素で効率的な組織体制の整備に取り組みます。

2 組織改正の概要

上記を踏まえ、令和2年4月1日付けで下記のとおり組織改正を実施します。

組織体制の強化等

(1) 重要施策の推進体制の強化

戦略的な広報の推進、 政策・施策の実行体制強化（市長公室） 《新旧対照表 1頁》

戦略的な広報の推進に向け、市の政策・施策の広報広聴機能と都市魅力の発信機能を強化するため、広報部シティプロモーション担当課長を「**広報戦略推進課**」として課組織化し、同部を「**広報戦略部**」に改称します。

また、外部から広報戦略の専門人材を、広報戦略専門官（参事）と広報戦略副専門官（主幹）又は広報戦略専門員（主査）として任用する予定です。

市の政策・施策の実行体制強化に向け、政策立案機能と施策推進機能を強化するため、企画部の担当課長の所掌事務を見直し、調査統計を除く5担当課長を「**政策推進担当課長**」「**先進事業担当課長**」「**民間活力導入担当課長**」「**広域連携担当課長**」の4担当課長に再編し、同部を「**政策企画部**」に改称します。

なお、民間活力導入担当に民間企業や大学等との連携を推進するワンストップ窓口を新設します。

ICTの戦略的な活用の推進 《新旧対照表 2頁》

ICTの戦略的な活用を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、市長直轄の部相当組織として「**ICTイノベーション推進室**」を設置し、「**ICT政策担当課長**」「**ICT推進担当課長**」「**情報インフラ担当課長**」を新設します。

加えて、同室の事務を所掌する「**ICTイノベーション推進監**」（局長級）を新設します。

また、外部からICTの専門人材を、ICT推進専門官（参事）とICT推進副専門官（主幹）又はICT推進専門員（主査）として任用する予定です。

企業投資・誘致の促進（産業振興局）

《新旧対照表 6 頁》

基幹産業である製造業等に関する投資に加え、新たに成長産業分野や都市拠点における本社、研究所等の事業所の立地促進に関する投資を促進するため、商工労働部に「イノベーション投資促進室」を新設します。

泉北ニュータウンの再生（建設局）

《新旧対照表 7 頁》

近畿大学医学部等の開設等に係る関連工事が進展することに伴い、当該工事をより一層推進していくため、市長公室から「ニュータウン地域再生室」を移管します。

(2) 喫緊の課題への対応

待機児童の解消（子ども青少年局）

《新旧対照表 5 頁》

待機児童の解消に向けた取組をより一層推進するため、子育て支援部に「待機児童対策室」（課相当）を新設します。

持続可能な運営体制の構築等（上下水道局）

《新旧対照表 8 頁》

将来の持続可能な運営体制の構築に向け、下水道に係る管路と施設の事業区分に応じた組織の権限と責任の更なる明確化や類似業務の一元化を図るため、下水道部を「下水道管路部」と「下水道施設部」に再編し、下水道水質管理課を三宝水再生センターに統合します。

I C T の活用によるお客様サービスの向上と業務の効率化を図るため、経営企画室の危機管理・広報担当課長に I C T の推進に関する事務を所掌させることとし、「危機管理・広報・I C T 推進担当課長」に改称します。

中学校給食の全員喫食の実施、 教員の指導力の向上、幼児教育の推進（教育委員会事務局）

《新旧対照表 9 頁》

中学校給食の全員喫食の実施に向けた推進体制を強化するため、学校管理部に「学校給食改革室」（課相当）を新設します。

新学習指導要領の実施に向けた教員の指導力の向上と幼児教育の推進を図るため、教育センターを部相当組織とし、同センターに「企画情報課」と「能力開発課」を新設します。

(3) 組織の合理化

関連組織の見直し（総務局）

《新旧対照表 3 頁》

効率的かつ効果的な行政運営を図るため、関連性の深い業務を所掌する行政管理課と行革推進課を統合し、「行政経営課」に改称します。

事業の進捗に応じた体制づくり（文化観光局、建設局） 《新旧対照表 4、7頁》

百舌鳥古墳群の世界文化遺産の登録を受け、その保存管理や情報発信等に対応するため、文化観光局世界文化遺産推進室（部相当）を文化部に移管し、文化財課の関連事務も合わせて「世界遺産課」として課組織化します。

阪神高速道路大和川線の供用開始に伴い、建設局道路部大和川線推進室（課相当）を廃止し、継続する各種事業を自転車環境整備課と道路計画課に移管します。

民間事業者の活用（文化観光局） 《新旧対照表 4頁》

みはら歴史博物館の管理運営に指定管理者制度を導入します。

区の特性に応じた区役所の機能強化（モデル実施）

(1) スマート区役所（南区役所）

人口減少・高齢化など南区の課題に対応し、ICTを活用した行政手続など、スマート区役所の実現により、市民サービスの水準の向上を図るため、区役所内に「スマート区役所チーム」を設置します。

(2) 児童・生徒・学校支援（北区役所）

保護者や学校園からの児童・生徒を取り巻く様々な不安や悩みの相談等に対して、区役所内の保健福祉総合センターや教育委員会（スクールソーシャルワーカー）等と連携し、アウトリーチを含めた多角的な支援を行い、その解決を図るため、企画総務課に「北区児童・生徒・学校支援チーム」（愛称「NEST」（ネスト））を設置します。

※ NEST（ネスト）とは、N … North（北）
E … Education（教育）
S … Support（支援）
T … Team（チーム） を表したものです。

(3) 美原地域開発支援（美原区役所）

産業誘致に資する面的整備や立地魅力の向上に対応し、美原都市拠点や都市計画道路の整備等の推進を支援するため、企画総務課に「美原地域開発支援チーム」を設置します。

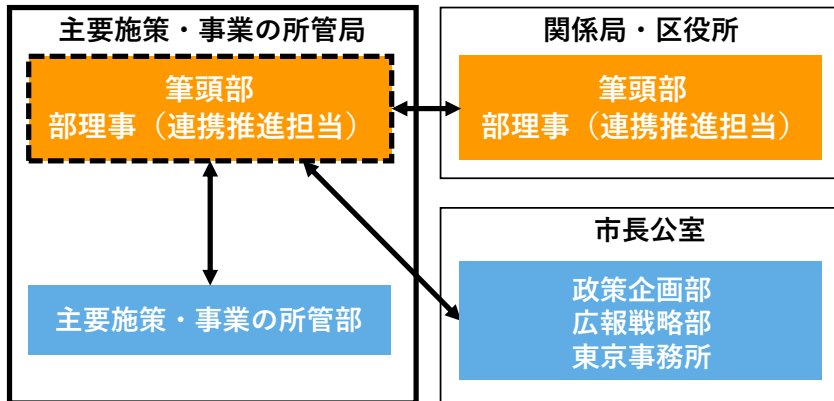
連携体制の強化

(1) 主要施策・事業の連携（各局・区役所）

局・区役所間の庁内連携の強化による組織横断的な主要施策・事業（都市魅力の向上、SDGs、子どもの貧困対策など）の推進と、東京事務所や広報戦略部との連携による首都圏における情報発信、企業誘致等を図るため、局の筆頭部と区役所に「連携推進担当の部理事」を配置します。

なお、部理事については、局の筆頭部においては部長が、区役所においては副区長が兼務する予定です。

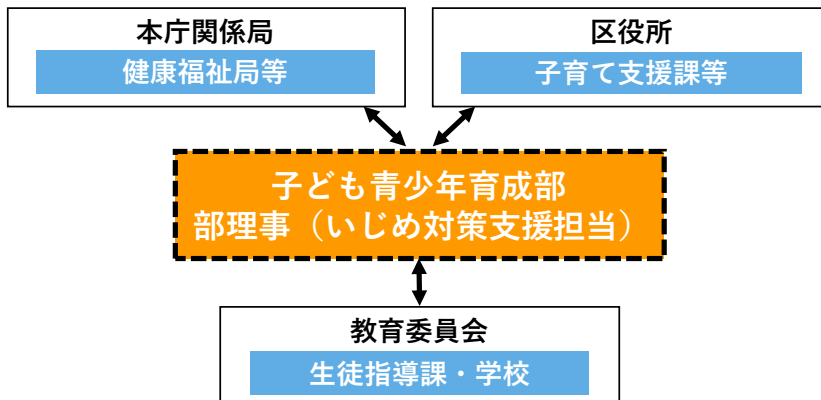
【連携のイメージ】



(2) いじめ対応の連携 (子ども青少年局)

いじめ対応に係る市長事務部局 (本庁関係局・区役所) と教育委員会の連携を強化し、いじめ対策支援のほか、福祉的アプローチで解決につながる不登校についても支援するため、子ども青少年局子ども青少年育成部に「いじめ対策支援担当の部理事」を配置します。

【連携のイメージ】

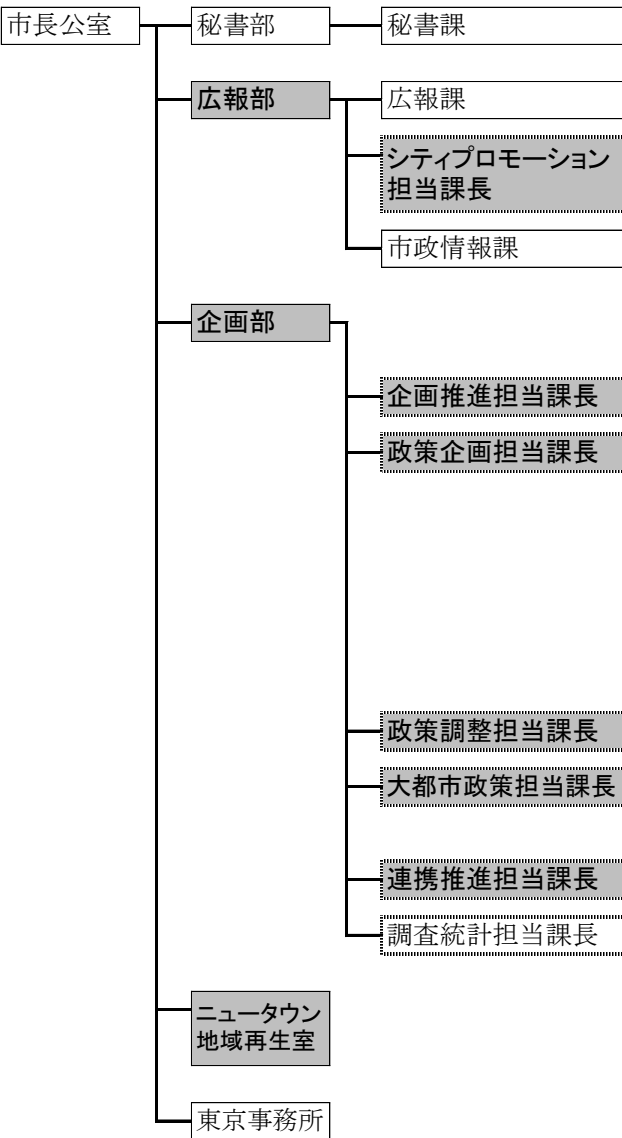


令和2年度 組織改正(案) 新旧対照表

(市長公室)

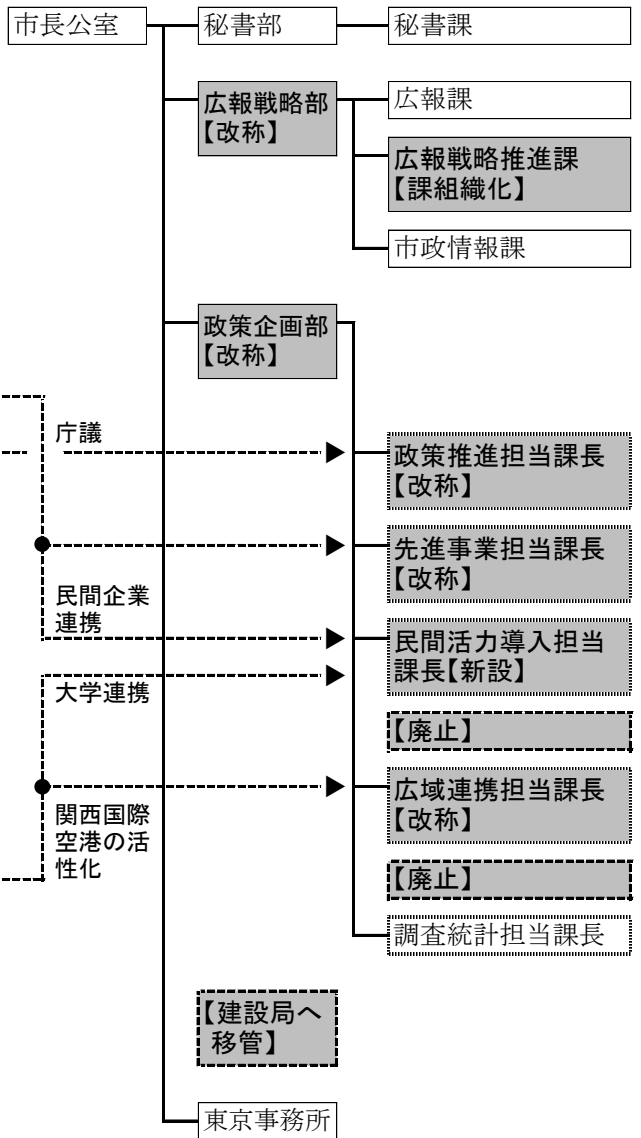
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



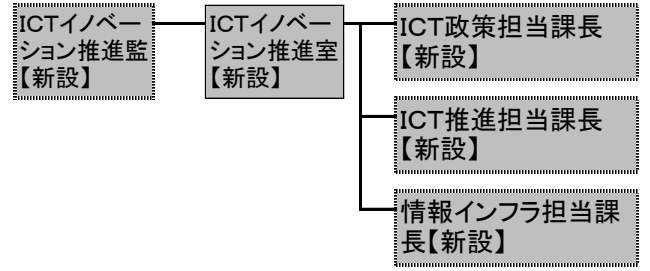
(ICTイノベーション推進室)

《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織

《 改正案 》

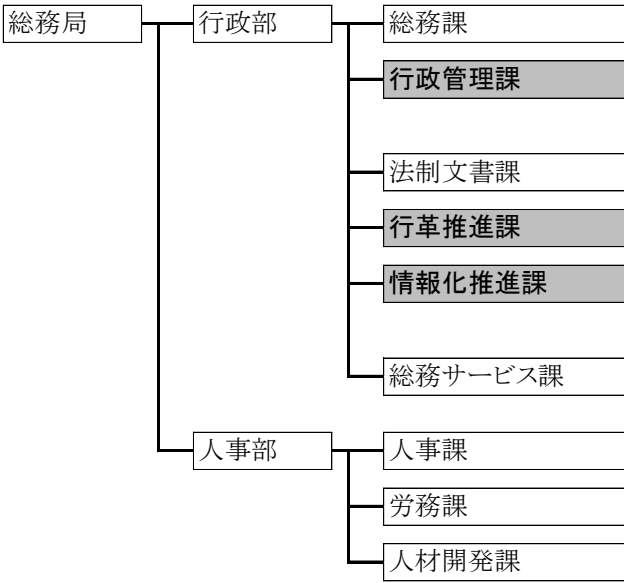
局相当組織 部相当組織 課相当組織



(総務局)

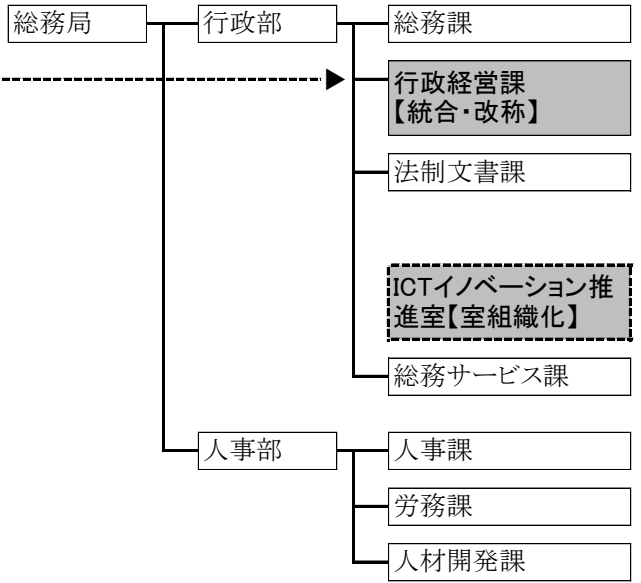
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

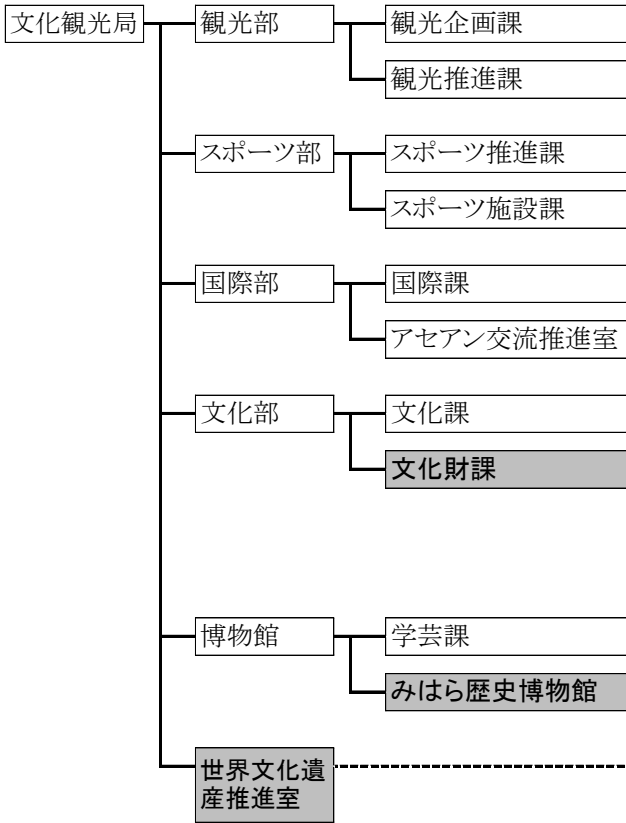
局相当組織 部相当組織 課相当組織



(文化観光局)

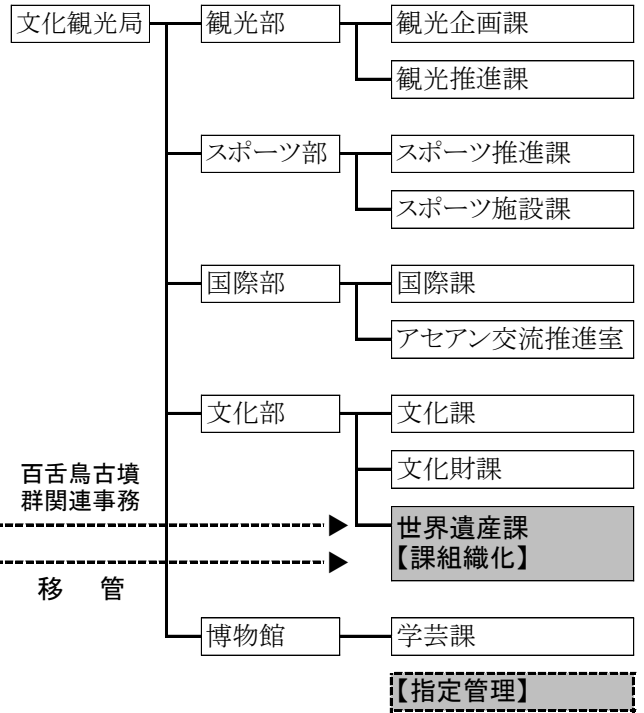
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

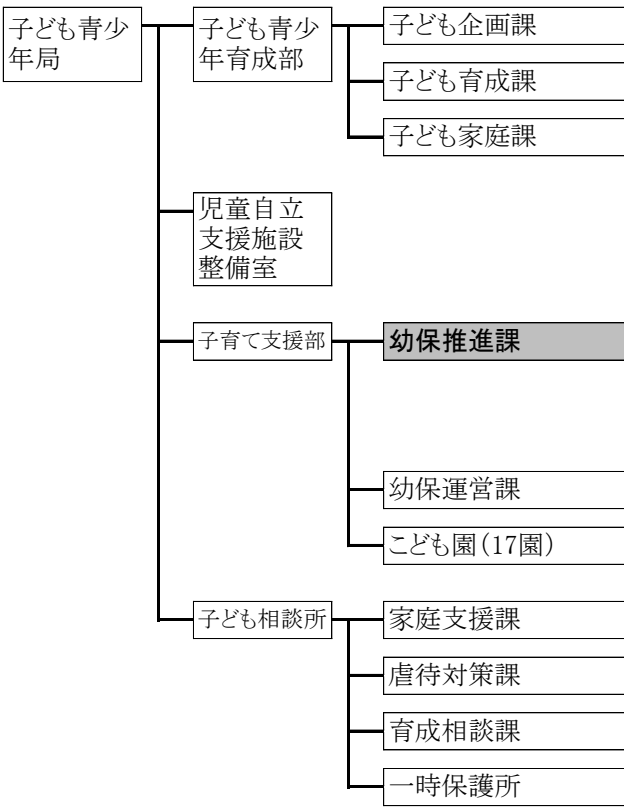
局相当組織 部相当組織 課相当組織



(子ども青少年局)

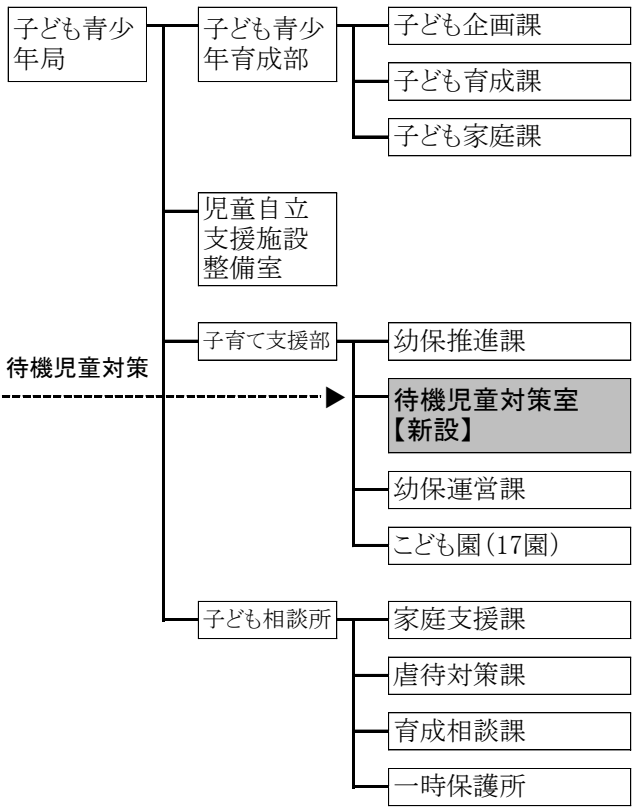
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



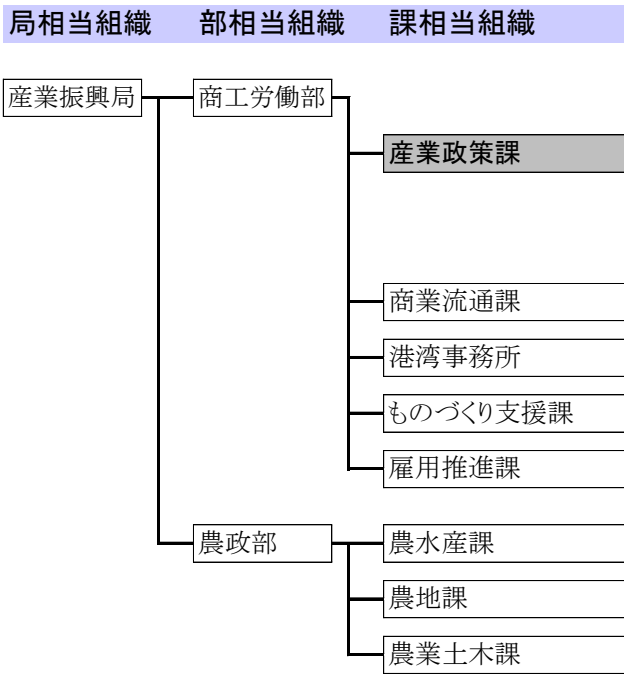
《 改正案 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織

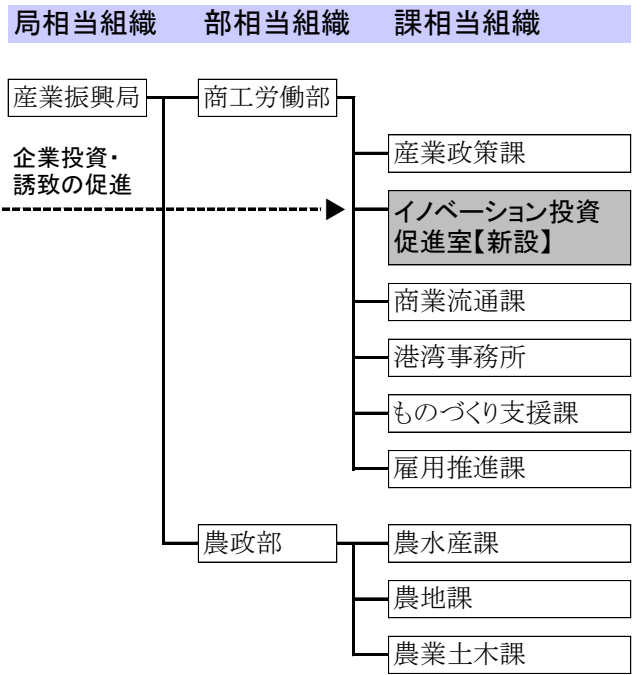


(産業振興局)

《 現 行 》

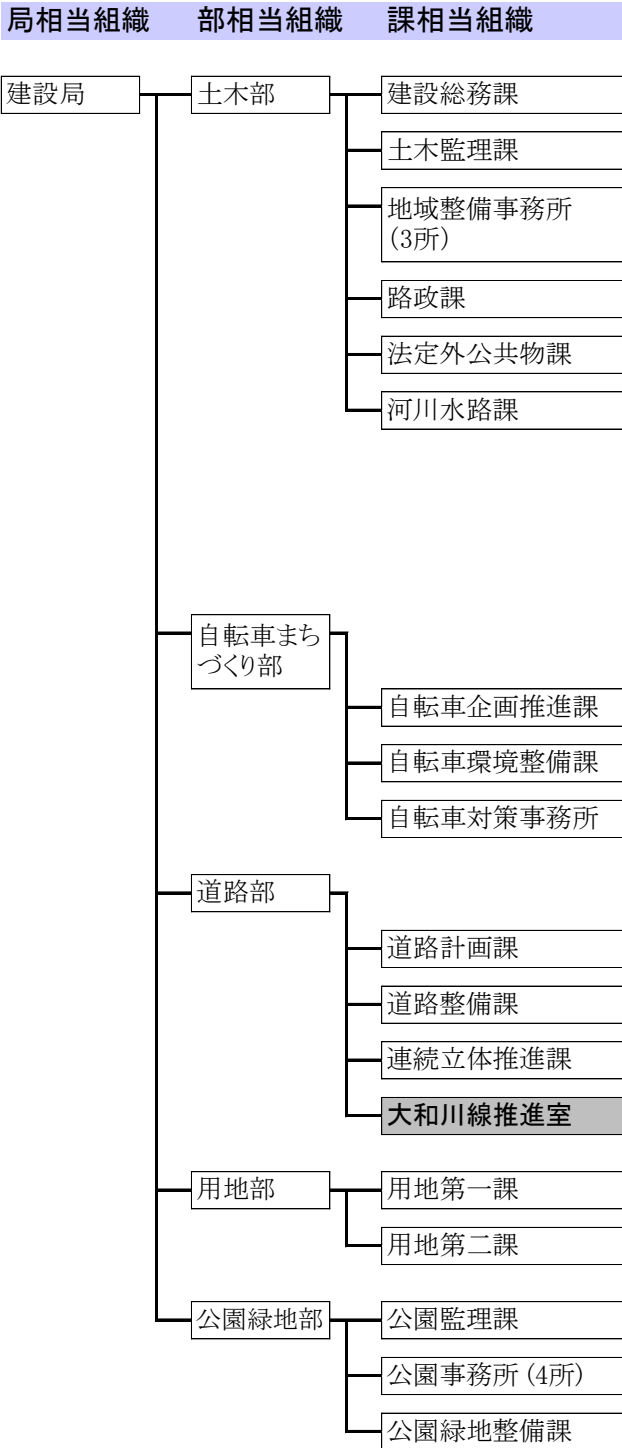


《 改正案 》

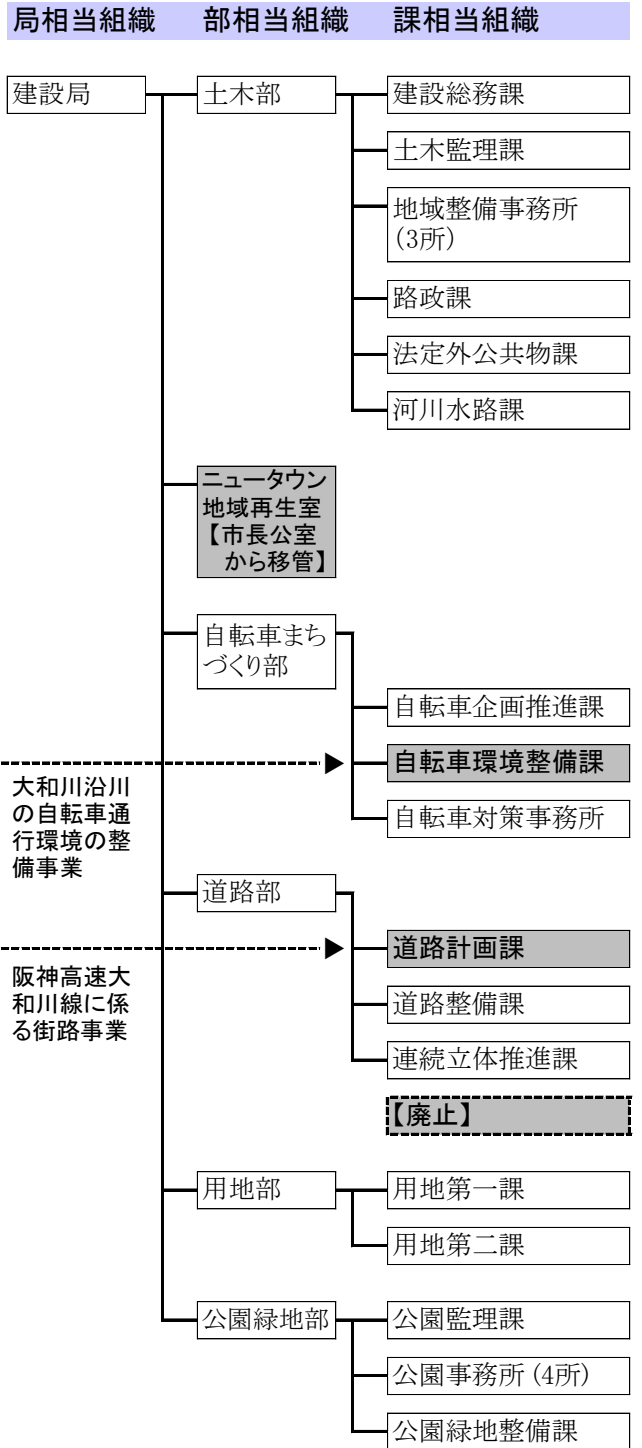


(建設局)

《 現 行 》



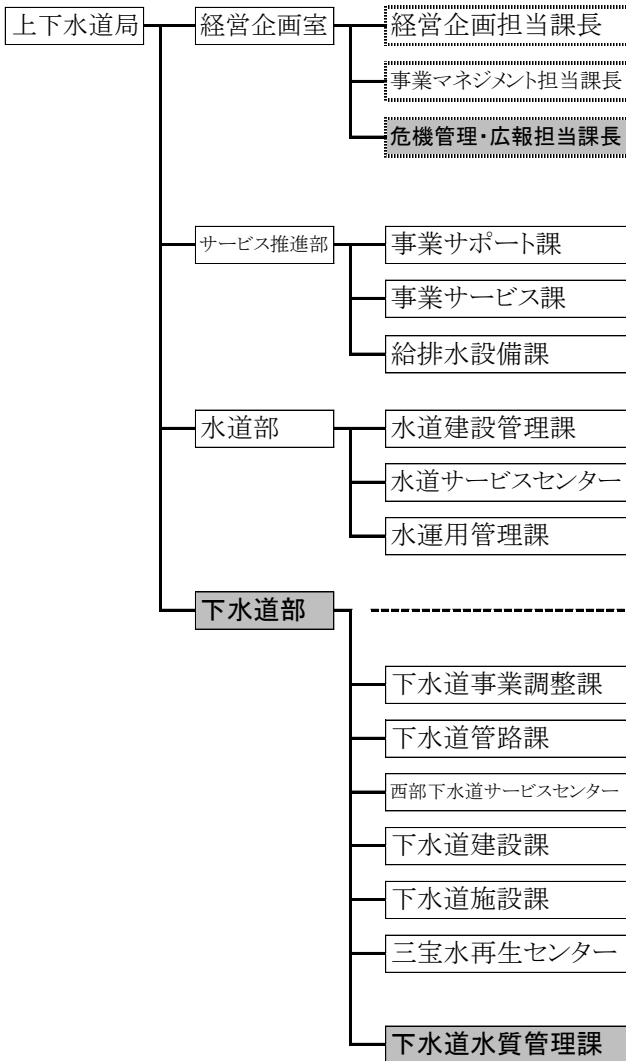
《 改正案 》



(上下水道局)

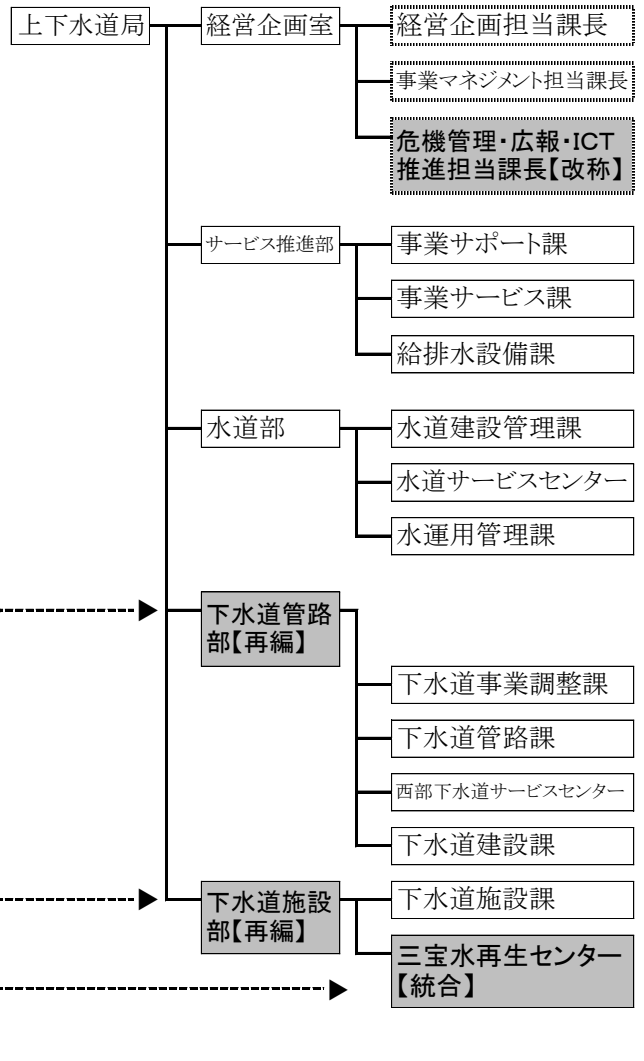
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

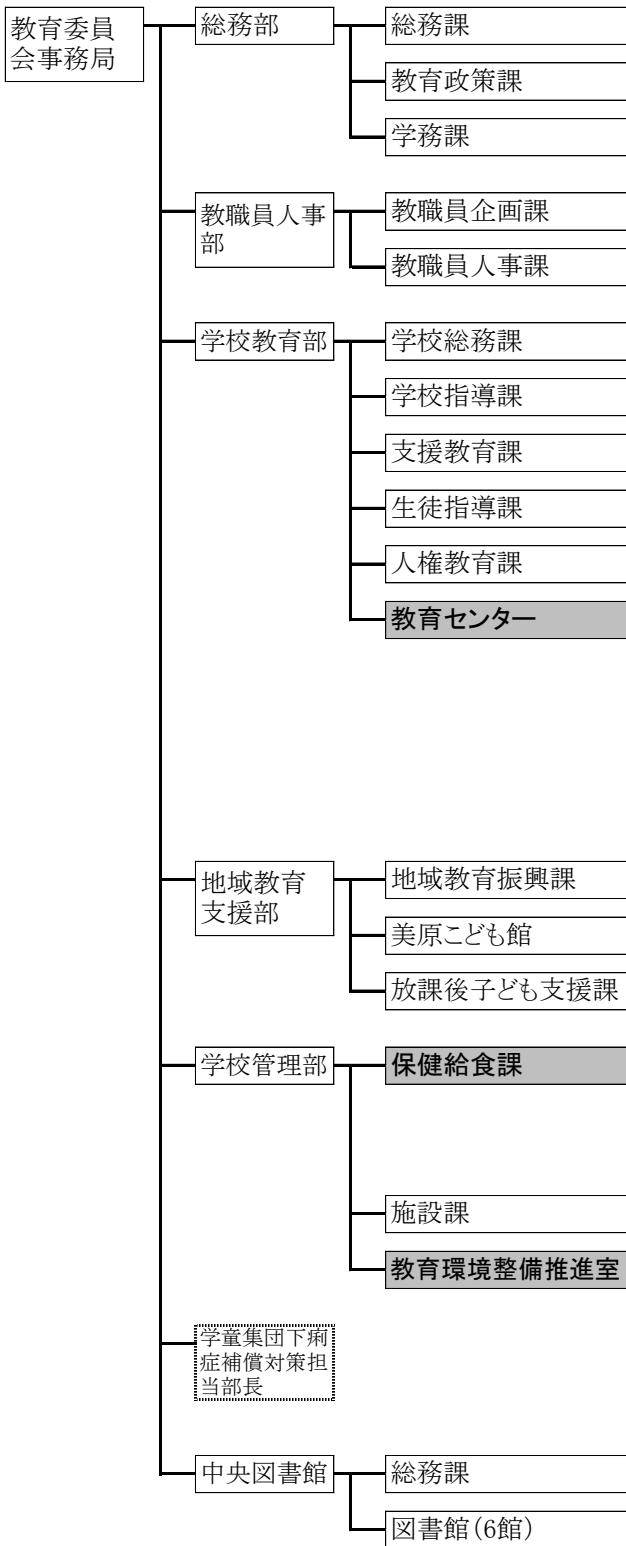
局相当組織 部相当組織 課相当組織



(教育委員会事務局)

《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織

